



専門家に聞く

税務Q&A

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会

南立 清治

ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

配偶者控除・配偶者特別控除の改正 (平成30年分所得税から適用)

Q

平成30年分所得税より配偶者控除・配偶者特別控除が見直されると聞きましたが、その概要を給与所得者の場合で教えてください。



A

1. 改正前の配偶者控除・配偶者特別控除 (平成29年分まで)

納税者に配偶者がいる場合、その配偶者の給与年収が103万円以下であれば、その納税者の所得税の計算において配偶者控除38万円を所得から控除していました(下図グレー枠部分)。また、配偶者の給与年収が103万円を超えた場合は、配偶者控除は適用できなくなりますが、配偶者の給与年収103万円~141万円までであれば配偶者特別控除が適用され、納税者の所得への控除が段階的に受けられます(下図紫枠の点線部分)。ただし、配偶者特別控除は、納税者本人の給与年収が1,220万円(合計所得金額1,000万円)を超えると適用がありません。

2. 今回の改正

①納税者本人の受ける控除額

配偶者特別控除について、これまでの満額38万円の控除が適用される配偶者の給与年収の上限を103万円から150万円に引上げられ、段階的に控除の金額が減額され最終的に控除が受けられなくなる配偶者の給与年収が141万円から201万円に引上げられました(下図紫線部分)。

②納税者本人の所得制限の導入

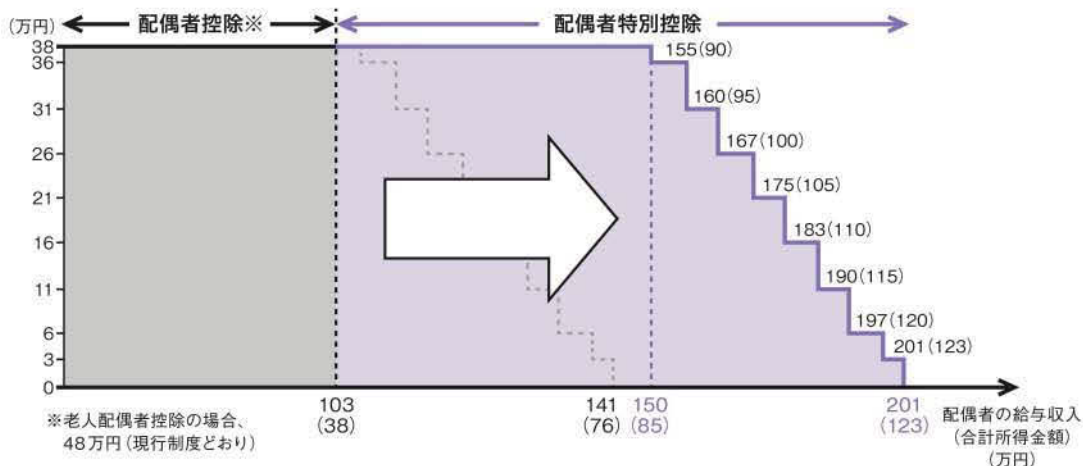
納税者本人の給与年収が1,120万円(合計所得金額900万円)を超えると3段階で配偶者控除又は配偶者特別控除の控除金額が減額され、1,220万円を超えると控除が適用できなくなります。(改正前は、配偶者控除には納税者本人の所得制限はありません。)

③その他

今回の改正は、個人住民税の計算においても所得税と同様の改正がなされています。(控除額は違います。)

配偶者本人の給与年収に対する所得税の課税最低限は、改正前と同様103万円ですから、この金額を超えれば所得税が課税されます。

■(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



(財務省 平成29年度税制改正パンフレットより)